

### 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～512 略				1～512 略			
512の2 法第6条の3第1項及び第18条第5項の構造計算適合性判定手数料	略			512の2 法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料	略		
512の3 略				512の3 略			
513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略			513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略		
514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第28項の中間検査通知手数料	略			514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第19項の中間検査通知手数料	略		
515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第38項第1号及び第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料	略			515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第24項第1号及び第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料	略		
515の2～563 略				515の2～563 略			
564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略			564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略		

565・566 略

567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略
--	---

568・569 略

570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略
--	---

570の2～598 略

備考  
略

565・566 略

567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略
--	---

568・569 略

570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略
--	---

570の2～598 略

備考  
略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 建設事業に対する市町の負担金について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項、空港法（昭和31年法律第80号）第7条第1項、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第1項、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第31条第1項又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和6年度において県が行う土木事業、土地改良事業、農地防災事業、香川用水関連土地改良事業、県立公園施設整備事業、県立公園等活性化事業又は直轄空港整備事業にかかる工事に要する費用の負担に関し、その受益の限度により別表のとおり当該市町に対して経費の一部を負担させることについて、議会の議決を求める。

別 表

## 令和6年度建設事業市町負担金表

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
高 松 市	道 路 橋 梁 整 備	642,000,000 <sup>円</sup>	$\frac{10}{100}$	64,200,000 <sup>円</sup>	
	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	59,000,000	$\frac{5}{100}$	2,950,000	
	直 轄 港 湾 改 修	234,090,000	$\frac{40}{100}$	93,636,000	
	港 湾 補 修	94,283,000	$\frac{40}{100}$	37,713,200	
	港 湾 建 設	795,592,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{20}{100}$ $\frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	146,182,180	
	街 路 事 業	426,321,000	$\frac{10}{100}$	42,632,100	
	土 地 改 良 事 業	12,924,000	$\frac{13}{100}$	1,680,120	
	農 地 防 災 事 業	13,000,000	$\frac{11}{100}$	1,430,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	直轄空港整備	148,514,046 <sup>円</sup>	$\frac{25}{100}$	37,128,511 <sup>円</sup>	
計		2,425,724,046		427,552,111	
丸 亀 市	道路橋梁整備	92,975,000	$\frac{10}{100}$	9,297,500	
	港湾補修	31,850,000	$\frac{40}{100}$	12,740,000	
	港湾建設	99,734,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30}$	27,893,600	
	街路事業	299,692,000	$\frac{10}{100}$	29,969,200	
	中讃流域下水道整備	65,475,480	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	20,466,000	
	土地改良事業	20,000,000	$\frac{5}{40}$	2,500,000	
	香川用水関連 土地改良事業	34,860,000	$\frac{15}{100}$	5,229,000	
	農地防災事業	56,000,000	$\frac{11}{100}$	6,160,000	
計		700,586,480		114,255,300	
坂 出 市	道路橋梁整備	174,597,000	$\frac{10}{100}$	17,459,700	
	街路事業	71,830,000	$\frac{10}{100}$	7,183,000	
	中讃流域下水道整備	96,857,620	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	30,274,000	
	土地改良事業	52,737,000	$\frac{10}{100}$	5,273,700	

	農地防災事業	6,000,000	$\frac{11}{100}$	660,000	
計		402,021,620		60,850,400	
善通寺市	道路橋梁整備	13,650,000	$\frac{10}{100}$	1,365,000	
	中讃流域下水道整備	192,136,840	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	41,611,000	
	香川用水関連 土地改良事業	69,000,000	$\frac{14}{100} \cdot \frac{5}{40}$	9,645,000	
	農地防災事業	34,000,000	$\frac{16}{100}$	5,440,000	
計		308,786,840		58,061,000	
観音寺市	道路橋梁整備	75,565,000	$\frac{10}{100}$	7,556,500	
	港湾補修	29,580,000	$\frac{40}{100}$	11,832,000	
	港湾建設	332,746,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	35,586,190	
	街路事業	309,100,000	$\frac{10}{100}$	30,910,000	
	土地改良事業	219,873,498	$\frac{12}{100} \cdot \frac{7}{100}$	16,915,544	
	農地防災事業	58,000,000	$\frac{11}{100} \cdot \frac{7}{100}$	4,780,000	
	県立公園施設 整備事業	910,000	$\frac{30}{100}$	273,000	
計		1,025,774,498		107,853,234	
さぬき市	道路橋梁整備	221,000,000	$\frac{10}{100}$	22,100,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	海 岸 改 修	2,730,000 <sup>円</sup>	$\frac{7}{100}$	191,100 <sup>円</sup>	
	海 岸 保 全	80,000,000	$\frac{5}{100}$	4,000,000	
	港 湾 建 設	248,653,000	$\frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	23,085,710	
	土 地 改 良 事 業	13,670,000	$\frac{16}{100} \cdot \frac{11}{100}$	1,562,200	
	農 地 防 災 事 業	61,000,000	$\frac{11}{100}$	6,710,000	
	県 立 公 園 等 活 性 化 事 業	15,200,000	$\frac{30}{100}$	4,560,000	
計		642,253,000		62,209,010	
東 か が わ 市	道 路 橋 梁 整 備	92,000,000	$\frac{10}{100}$	9,200,000	
	港 湾 補 修	14,560,000	$\frac{40}{100}$	5,824,000	
	港 湾 建 設	48,976,000	$\frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	3,048,320	
	土 地 改 良 事 業	50,000,000	$\frac{10}{100}$	5,000,000	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	200,000,000	$\frac{16}{100}$	32,000,000	
	農 地 防 災 事 業	51,000,000	$\frac{11}{100}$	5,610,000	
計		456,536,000		60,682,320	
三 豊 市	道 路 橋 梁 整 備	250,829,000	$\frac{10}{100}$	25,082,900	

	港湾補修	5,000,000	$\frac{40}{100}$	2,000,000	
	港湾建設	15,000,000	$\frac{8}{30}$	4,000,000	
	土地改良事業	325,150,502	$\frac{20}{100} \cdot \frac{15}{100} \cdot \frac{10}{100}$ $\frac{7}{100}$	35,560,535	
	農地防災事業	173,200,000	$\frac{11}{100}$	19,052,000	
計		769,179,502		85,695,435	
土庄町	地域振興	311,905,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{20}{100} \cdot \frac{10}{100}$ $\frac{8}{100} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	43,240,580	
	道路橋梁整備	85,085,700	$\frac{10}{100}$	8,508,570	
	海岸改修	31,850,000	$\frac{7}{100}$	2,229,500	
	港湾補修	27,300,000	$\frac{40}{100}$	10,920,000	
	農地防災事業	13,000,000	$\frac{7}{100}$	910,000	
計		469,140,700		65,808,650	
小豆島町	地域振興	288,964,000	$\frac{18}{100} \cdot \frac{10}{100} \cdot \frac{8}{100}$ $\frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	19,447,480	
	道路橋梁整備	54,221,300	$\frac{10}{100}$	5,422,130	
	海岸保全	40,000,000	$\frac{5}{100}$	2,000,000	
	港湾補修	17,290,000	$\frac{40}{100}$	6,916,000	
計		400,475,300		33,785,610	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
三 木 町	道 路 橋 梁 整 備	70,000,000 <sup>円</sup>	$\frac{10}{100}$	7,000,000 <sup>円</sup>	
	土 地 改 良 事 業	30,000,000	$\frac{15}{200}$	2,250,000	
計		100,000,000		9,250,000	
直 島 町	地 域 振 興	40,000,000	$\frac{20}{100} \cdot \frac{10}{100}$	6,000,000	
	港 湾 補 修	40,000,000	$\frac{40}{100}$	16,000,000	
計		80,000,000		22,000,000	
宇 多 津 町	道 路 橋 梁 整 備	11,830,000	$\frac{10}{100}$	1,183,000	
	中 讃 流 域 下 水 道 整 備	120,275,610	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	37,595,000	
計		132,105,610		38,778,000	
綾 川 町	道 路 橋 梁 整 備	55,510,000	$\frac{10}{100}$	5,551,000	
	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	9,000,000	$\frac{10}{100}$	900,000	
	中 讃 流 域 下 水 道 整 備	56,291,290	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	17,595,000	
	土 地 改 良 事 業	64,000,000	$\frac{50}{100} \cdot \frac{13}{100} \cdot \frac{8}{100}$	6,655,000	
	農 地 防 災 事 業	22,000,000	$\frac{11}{100}$	2,420,000	
計		206,801,290		33,121,000	



琴平町	中讃流域下水道整備	106,986,880	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	23,170,000	
計		106,986,880		23,170,000	
多度津町	道路橋梁整備	147,671,000	$\frac{10}{100}$	14,767,100	
	海岸改修	20,930,000	$\frac{7}{100}$	1,465,100	
	急傾斜地崩壊対策事業	8,000,000	$\frac{5}{100}$	400,000	
	港湾建設	9,734,000	$\frac{40}{100}$	3,893,600	
	中讃流域下水道整備	124,755,680	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	27,018,000	
	農地防災事業	38,000,000	$\frac{11}{100}$	4,180,000	
	県立公園施設整備事業	710,000	$\frac{30}{100}$	213,000	
計		349,800,680		51,936,800	
まんのう町	道路橋梁整備	30,940,000	$\frac{10}{100}$	3,094,000	
	中讃流域下水道整備	43,720,600	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	9,469,000	
	土地改良事業	258,000,000	$\frac{45}{100} \cdot \frac{23}{200} \cdot \frac{10}{100}$	29,779,750	
	農地防災事業	10,000,000	$\frac{11}{100}$	1,100,000	
計		342,660,600		43,442,750	
合計		8,918,833,046		1,298,451,620	

## 第5号

## 工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

## 記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）建築工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 13,616,165,200円  
変更後 14,743,752,100円
- 5 工 事 請 負 人 高松市中央町11番11号  
大林・合田・菅特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社大林組四国支店  
執行役員支店長 秋山 隆之  
株式会社合田工務店  
代表取締役 森田 紘一  
株式会社菅組  
代表取締役 菅 徹夫

## 工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

### 記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）電気設備工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 2,139,819,000円  
変更後 2,178,656,700円
- 5 工 事 請 負 人 高松市花ノ宮町二丁目3番9号  
四電工・三和電業特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社四電工  
代表取締役社長 関谷 幸男  
三和電業株式会社  
代表取締役 山地 一慶




2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第8号

## 民事調停の申立て等について

消防学校に納入された冷温水機に係る川重冷熱工業株式会社への損害賠償請求に関して、下記のとおり民事調停を申し立てるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

なお、調停が成立しないときは、不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起するので、同号の規定により議会の議決を求める。

## 記

- 1 相手方 滋賀県草津市青地町1000番地  
川重冷熱工業株式会社  
代表取締役 森 宏之
- 2 事件名 不法行為に基づく損害賠償請求調停事件
- 3 申立ての趣旨 消防学校に納入された冷温水機が県の求めている冷房能力を満たしていないことについて損害賠償を求める。

## 和解について

香川県立高松工芸高等学校に納入された冷温水機に係る川重冷熱工業株式会社への損害賠償請求に関して、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

### 記

#### 1 解決のための処理方法

##### (1) 和解

##### (2) 和解の内容

香川県は、川重冷熱工業株式会社から金 200,000 円の支払いを受ける。

#### 2 本件の概要

令和4年10月28日、川重冷熱工業株式会社から香川県に対して、香川県立高松工芸高等学校に平成16年9月に納入された冷温水機について、県の求めていた冷房能力を満たしていないとの申出があったことから、県は、令和5年12月に損害賠償請求を行い、これまで交渉を進めてきた。その後、同社から、当該機器については上記の申出が誤りであったとの主張があり、県は、その主張に相応の理由があると認め、同社から提示のあった和解金を受け入れることにより、損害賠償請求の問題を解決するもの。